（経理装備局装備政策課補給・管理企画室長）防衛部員　塩山　泰聖
防衛技官に任命する
装備施設本部航空機第二課回転翼室長を命ずる
兼ねて防衛部員に任命する
兼ねて経理装備局装備政策課勤務を命ずる
兼任及び兼務の期間は平成二十六年五月十四日までとする
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　西澤　一憲
防衛技官に任命する
装備施設本部施設計画課施設計画室長を命ずる
（装備施設本部施設計画課計画調整官）防衛技官　紅林　昌
装備施設本部施設計画課施設契約室長を命ずる
（装備施設本部調達企画課長（兼）装備施設本部調達企画課類別・標準化室長）防衛事務官　佐野　泰昭
装備施設本部調達企画課類別・標準化室長の兼補を解く
（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務部管理給与課長）　大井　敏光
防衛事務官に任命する
帯広防衛支局長を命ずる
（防衛大学校システム工学群長（兼）防衛大学校教授）防衛教官　香川　澄
防衛大学校教務部長を命ずる
（技術研究本部電子装備研究所研究企画官）防衛技官　千葉　昌孝
技術研究本部研究開発評価官を命ずる（以上四月一日）

皇室事項

御見舞電報及び御答電

東日本大震災三周年につき、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

ガボン国大統領閣下
エジプト国暫定大統領閣下

官庁報告

官庁事項

仙法志地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり仙法志地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年４月23日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、仙法志地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発管理部総務課並びに同局稚内開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年４月23日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発管理部総務課並びに同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成26年４月23日

農林水産大臣　林　芳正

福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2)　縦覧の期間　平成26年４月23日から平成26年５月13日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局函館開発建設部及び福島町役場

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成26年４月23日

農林水産大臣　林　芳正

大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2)　縦覧の期間　平成26年４月23日から平成26年５月13日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局函館開発建設部及び松前町役場

公告

諸事項

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第２項及び同法第25条の３の規定に基づき、平成26年４月10日から３か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成26年４月23日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

社会保険労務士　坂本　一紘
生年月日　昭和55年８月８日
住所　大阪府高槻市白梅町４丁目８番402号
社会保険労務士登録番号　第28040086号
事務所の名称　社会保険労務士坂本一紘事務所
事務所の所在地　大阪府大阪市北区東天満１丁目11番13号広垣ビル10階
懲戒処分の対象となった行為　「相当の注意を怠り、真正の事実に反して申請書等の作成を行った」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

1　処分をした年月日　平成26年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　二和興産株式会社　梶原　正成　福岡県福岡市中央区清川２―10―７　国土交通大臣許可（特―20）第20483号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年12月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年４月23日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

1　処分をした年月日　平成26年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社八光建設　星原　勉　宮崎県都城市都北町5511　国土交通大臣許可（特―24）第24745号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年12月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。